大和ハウスグループ人権方針

大和ハウスグループは、事業を通じて社会と共にあること、そして商品やサービスを通じ、暮らす人と共にあること。この「共創共生」の姿勢を持ち続け、誠実に社会と向き合うことが大切であると考えています。大和ハウスグループ人権方針(以下、本方針)は、この考えに基づき、私たちの人権尊重に対する責任を表現したものであり、大和ハウスグループCSR 指針および企業倫理綱領、行動規範を補完するものです。

人権尊重へのコミットメント

大和ハウスグループは、「人・街・暮らしの価値共創グループ」として、事業を通じて人権が尊重される社会の実現に貢献していきます。

人権尊重に関連した法令や規範の遵守

大和ハウスグループは、世界のすべての人々が享受すべき基本的人権について規定した「国際人権章典※1」、労働における基本的権利を規定した国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」等の、人権に関する国際規範を支持、尊重します。そして、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、事業活動や取引上で発生する人権に対する負の影響への対応を通じ、人権尊重の責任を果たす努力をしていきます。

大和ハウスグループは、事業活動を展開するそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。また、各国や地域 の法令と国際的に認められた人権との間に矛盾がある場合には、現地法を遵守しながら、国際的な人権の原則を尊重 するための方法を追求していきます。

本方針は、大和ハウスグループ(大和ハウス工業およびその連結子会社)のすべての役員と社員に適用します。 また、ビジネスパートナーやその他の関係者に対しても、大和ハウスグループに関わる業務においては、本方針の遵守を期待します。

人権尊重の推進アプローチ

人権デューディリジェンスの継続的な実施

大和ハウスグループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権デューディリジェンスを事業活動に 必要不可欠なプロセスとして組み込むことにより継続的に人権尊重へのコミットメントを遂行していきます。

これにより大和ハウスグループが直接的に人権に対する負の影響を引き起こした、あるいは間接的に関与したことが明らかとなった場合には、社内外の然るべき手続きを通じて適切にその救済・是正措置に取り組みます。実施した措置の効果については、継続的に検証を行い、公表していきます。

大和ハウスグループは、事業活動に関する既存の各方針やガイドラインに基づく取り組みを活用しながら、人権デューディリジェンスを実施し、ステークホルダーの人権を尊重していきます。

【お客さまの人権の尊重】

大和ハウスグループは、建築物をはじめとする様々な商品を提供しています。建築物は人々の生命や健康、財産、快適な生活を守るものであり、安全・安心な建築物の提供は私たちの責務です。このため、私たちは商品の安全性に対する厳格な品質管理を行い、良品の提供に努めます。また、販売活動や事業運営において一切の差別を行わず、差別を助長するような行為も行いません。お客さまとの対話を通じて理解を深め、商品やサービス、コミュニケーションの改善に反映させていきます。

【社員の人権の尊重】

大和ハウスグループは、社員に関する各種方針や行動規範において、差別の禁止、多様性の尊重、安全な労働環境 について定め、責任ある労働慣行を実現することにより、一人ひとりの人権が尊重され、高い意欲をもって働くことので きる企業であることを常に目指します。

【ビジネスパートナーの人権の尊重】

大和ハウスグループは、調達先や施工会社などをはじめとする取引先を大切なビジネスパートナーと考え、労働者の 権利を尊重します。また、ビジネスパートナーに対して、サプライチェーンで影響を受ける人々の人権を尊重し、侵害し ないよう求めていきます。

【地域社会の人々の人権の尊重】

大和ハウスグループは、人権が尊重される社会の実現に向け、自らもその一構成員として貢献できることを理解したうえで事業活動を行い、地域社会との共生を図ります。

また、自社に限らずビジネスパーナーが地域社会の人々の人権に負の影響を与える場合には、これらのパートナーに対し、当社グループが有する影響力を適切に行使し、人権を尊重し、侵害しないように求めていきます。

ステークホルダーとの対話・協議

大和ハウスグループは、自社の事業活動が人権に及ぼす影響について、影響を受ける人々の視点から理解し、対処・ 改善できるように、ステークホルダーとの対話・協議に努めます。

また、さまざまなステークホルダーが相談・通報できる窓口を運営することにより、人権に対する負の影響の把握を行っていきます。

教育

大和ハウスグループは、事業活動に携わる全ての関係者が本方針を理解し、事業活動の全体において効果的に人権 の尊重が行われるよう、適切な教育と研修を行っていきます。

報告

大和ハウスグループは、人権尊重の取り組みについて、ウェブサイトやサステナビリティレポートで報告していきます。

制定 2018年1月1日

※1:世界人権宣言、市民的政治的権利に関する国際規約、経済的社会的文化的権利に関する国際規約